

監事の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人するが企画観光局定款第35条第2項の規定に基づき、公益財団法人するが企画観光局（以下「本財団」という。）の監事の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監事の報酬等)

第2条 監事の報酬等は、日額報酬とする。

2 監事に対して、監査に要した日1日につき3万円以内で監事の協議により決定した額を報酬として支給することができる。

(公表)

第3条 本財団は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規程に従い公表するものとする。

(改正)

第4条 この規程の改正は、監事の協議により行うものとする。

(補則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則（平成24年8月21日監事協議により決定）

この規程は、公益財団法人静岡観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

附則（平成29年6月7日理事会決議）

この規程の改正は、平成29年10月1日から施行する。